

(照 会 先)  
独立行政法人国立病院機構  
東海北陸グループ  
担当：参事（人事担当） 中 西  
人事係長 酒 井  
電話 0 5 2 - 9 6 8 - 5 1 7 1

令和 6 年 1 2 月 2 6 日  
独立行政法人国立病院機構  
東 海 北 陸 グ ル ー プ

### 職員の懲戒処分について

国立病院機構鈴鹿病院において、以下の非違行為があり、当該行為者に対し、独立行政法人国立病院機構職員就業規則に基づく懲戒処分を行いました。

事 項	内 容
事案の概要	<p>令和5年度に生じた入院患者に対する虐待疑い行為について、各自治体による事実確認の結果、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づき、令和6年8月から10月にかけて次の行為者に対して虐待が認定されたもの。</p> <p>(行為者に対する認定)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>① 1市より入院患者2名に対する身体的虐待2件</li><li>② 1市より入院患者1名に対する身体的虐待1件、 心理的虐待1件</li><li>③、④ 1市より入院患者1名に対する心理的虐待1件</li><li>⑤ 2市より入院患者2名に対する身体的虐待1件、 心理的虐待1件</li></ul> <p>(病院組織に対する認定)</p> <p>5市より入院患者8名に対する放棄・放置8件</p>
処分年月日	令和6年12月26日
処分量定等	<p>(行為者・量定)</p> <p>国立病院機構鈴鹿病院</p> <ul style="list-style-type: none"><li>① 看護師（50代、女性）・停職2月15日間</li><li>② 看護師（20代、女性）・停職10日間</li><li>③ 看護師（30代、女性）・戒告</li><li>④ 療養介助員（50代、女性）・戒告</li><li>⑤ 元看護師（50代、女性）・停職10日間相当</li></ul> <p>(管理監督者・量定)</p> <p>国立病院機構鈴鹿病院 院長・戒告</p>